



「提案募集方式」による地方分権改革

人口減少社会、少子高齢化社会の到来など、社会環境が大きく変化した現在、地域が直面する課題はそれぞれ異なりま
す。はたして、現行の国の制度は、そのような地域の実情に応じた仕組みとなっているのか疑問が残ります。実際に、地方公共団体が市民サービス充実の観点から、推進する施策について、国の制度や運用が障害となつて、施策の実行を妨げる事例が多くみられるのが現状であります。例えば、人口減少や新技術等の今日的な課題について、現行の国の基準が厳格すぎたり、施設・設備や職員の配置等の基準が全国一律で、地域の実情に合わないことがあります。また、たとえ対応できても時間がかつたり、事務的負担が大きくなる場合もあります。この課題を解決するため、自治体独自で国（内閣府）に対して提案ができる仕組みとして生まれたのが、平成26年度から開始された「提案募集方式」であります。

「提案募集方式」による地方分権改革とは、国（内閣府）が自治体から提案を受けると、関係府省庁と調整を行い、見直すべきものは見直す仕組みであります。

す。その結果、権限移譲（国↓地方、県↓市町）、または、国から地方公共団体に對する規制緩和等につながります。この「提案募集方式」は、従前と異なり、法律のみならず政令・省令から通知等の運用までも対象とすることが特徴であります。平成26年の導入当初は、府県の提案が多い状況でしたが、平成29年頃から市町村の提案が増えてきております。他市町村が提出した事例として「農地転用許可の緩和」「保育士の配置要件の緩和」「救急隊編成基準の緩和」「地方版ハローワークの創生」などがあります。

本市においても、地域活性化のため民泊が可能となるよう、4年前（平成26年）に提案募集方式による申請をしました。結果としては実現しませんでした。したが、このような動きが契機となり、今年6月民泊新法が施行されて、合法的に民泊が可能となったものと思っております。

本市には、このほかにも「保育士の資格要件の緩和」「鳥獣捕獲要件の緩和」等の課題があり、これらの課題に対して「提案募集方式」を活用していきたいと

考えております。

地域が抱える課題は一樣でなく、画一的な規制の中では解決できない問題も多々あります。地域の実情に即し、本市の個性を活かしたまちづくりを行っていくためには、「提案募集方式」などの仕組みを積極的に活用していくことが重要であります。

いづれにしても、地方分権の趣旨に沿つて市民の皆様がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる社会の実現に向けた施策を展開してまいります。

